

「碍」の字表記問題再考 (13)

わが国の国語施策に関する機関として1902年(明治35)に国語調査委員会が創設されている。その後1919年(大正8)に国語調査室、1926年(大正15)の臨時国語調査会、そして1938年(昭和13)には国語審議会など何度か組織改編が行われている。

明治以降の国語施策における政府の方針は、仮名遣いや漢字をわかりやすい簡易なものにすべきという考え方が打ち出され、それに基づいて施策が展開している。

4月号の確認になるが、1908年(明治41)に政府が告示した漢字要覧では、わが国の漢字は中国の清の時代に発刊された『康熙字典』を手本としていることをあげている。しかし、それらの漢字は普段の生活上で用いるものばかりではなく、不要な漢字も含まれていることを指摘している。そこで、国語調査委員会は漢字制限論を打ち出し、中等教育までは簡易な漢字を主として扱うことを決めている。

漢字要覧において、障害に関する表記の漢字として掲載されているのは、「聾、啞、瞽、癩」などである。その後、1919年(大正8)の漢字整理案では「瞽、癩」は省かれ、「聾、啞、盲」の漢字が掲載されている。1923年(大正12)の常用漢字表では、漢字整理案に含まれていた、「聾、啞」の漢字はなく、「盲」だけが載っている。石の部首に掲載された漢字は「石、砂、砲、破、研、硬、硯、碁、碁、碁、碁、碁、碁、碁、碁」の14字である。ここでは「碍」の字は見当たらなかった。

明治以降の漢字施策のなかで「碍」の字が常用漢字表のなかにいつ登場したのか、今回は1945年(昭和20)までのなかで探ってみたい。

常用漢字表 (1931年・昭和6)

この漢字表は臨時国語調査会が1923年(大正12)に発表した常用漢字表を修正したものである。その趣旨は、「国民教育および国民生活における漢字の負担を軽減する」というものであった。当時の日本人の識字能力、識字率はどれぐらいであったのだろうか。国民の兵役義務を定めた徴兵令が1889年(明治22)に制定されているが、徴兵検査の実施と同時に1899年(明治32)から成人男子に対して「壮丁教育程度調査」を行っている。この調査資料によれば当時、成年男子の23.4%は文字を読むことができなかつたと記されている。また昭和初期の報告では83%の人が小学校卒の教育歴であると報告している。成年男子の識字能力の実態を見れば、日常生活での漢字表記はできるだけ簡易なものにしようというのは必然的なことといえる。この常用漢字表においても、固有名詞以外については漢字表にないものは仮名で表記することを定めている。

常用漢字表に含まれる漢字は全部で1,858字である。この表での障害に関する漢字は前述した漢字要覧と同様で変更はなく、石の部首においても「碍」の字はない。

漢字字体整理案 (1938年・昭和13)

当時、人々が表記する漢字の字体が不統一な状況であったことを鑑み、漢字字体整理案では字体を『康熙字典』に倣って整理、修正している。特筆すべきことは、漢字を第1種、第2種とに分けていることである。第1種の漢字とは国定教科書を

はじめとして、一般に使用することを認める漢字として定められたものである。これを見る限り、漢字表記には制限がかけられ、自由に表記することは不可とする時代であったことが読み取れる。第2種は、特別な場合に使用する漢字で主に略字に関するものを定めている。第1種で定められた数は743字、第2種は289字で合計1,032字となっている。

標準漢字表 (1942年・昭和17)

1931年(昭和6)に常用漢字表、そして1938年(昭和13)には漢字字体整理案によってわが国の漢字表記について定めていたが、その使用状況は混乱し、生活上の支障が生じたために国語審議会が文部大臣に答申して新たに定められたものが標準漢字表である。これに関して次のように記されている。

一、本表ハ近來ワガ國ニオイテ漢字ガ無制限ニ使用セラレ、社會生活上少カラヌ不便ガアルノデ、コレヲ整理統制シテ、各官廳オヨビ一般社會ニオイテ使用セラルベキ漢字ノ標準ヲ示シタモノデアル。

一、本表ノ漢字ハ臨時国語調査會発表ノ「常用漢字表」実行ノ状況ニ照シ、時運ノ要求ニ應ジテ選定シタルモノデアル。

人々が無制限に漢字を使用し、それにより生活上で不都合が生じたことが改正の理由のようである。

この漢字表では、漢字の使用度に照らして「常用漢字」「準常用漢字」「特別漢字」の3種類に分けている。常用漢字とは、国民の日常生活に関係が深く、一般の使用度が高いものを表し1,134字を選定している。次に準常用漢字は、常用漢字に比べて日常生活に関係が薄く、一般の使用度が低いものとして1,320字を選定している。そして特別漢字は、皇室典範、帝国憲法、歴代天皇の追号などに使用する漢字として74字、合計2,528字を標準漢字表として定めている。

加えて、同年12月には文部省より「概ネ義務教育ニ於テ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シ」として、前述の標準漢字表を微修正した2,669字を義務教育で学ぶ必須の漢字として定めている。

この漢字表での障害に関するものは、口の部首で「啞」、耳の部首で「聾」、犂の部首で「癩、癩」、目の部首で「盲」、そして石の部首で「碍、礙」である。

第2次世界大戦以前は標準漢字として使用されていたとする碍の字をここに確認することができた。しかし、これらの漢字はすべて常用漢字ではなく、日常生活上では関係性が薄く、一般の使用度が低い準常用漢字として扱われている。礙の字については、碍の旧字として掲載されているが、扱いは特別漢字となっている。

[引用・参考資料]

文化庁ホームページ <https://www.bunka.go.jp>

齊藤泰雄「識字能力・識字率の歴史的推移—日本の経験」『国際教育協力論集』広島大学教育開発国際協力研究センター、2012年。

清川郁子「壮丁教育調査」にみる義務制就学の普及—近代日本におけるリテラシーと公教育制度の成立—『教育社会学研究』第51集、慶應義塾大学大学院、1992年。